Series

連載
Series

東日本大震災｜連続ルポ2｜仮すまいの姿
Great East Japan Earthquake | Serial Report 2 | Life in Temporary Housing ── no.6

仮のすまいとコミュニティ──その連続と断絶
Temporary Residences and Communities──Their Continuation and Discontinuation

林勲男
Isao Hayashi

国立民族学博物館および総合研究大学院大学准教授（兼任）／立教大学卒業。一橋大学大学院博士課程単位取得退学。社会人類学。
編著に『自然災害と復興支援』『災害と共に生きる文化と教育』ほか

災害の経験とは、発生当初に物理的・精神的にどのような被害を受けたか、あるいはいかに生き延びたかというだけではなく、その後の避難所や仮設住宅などでの生活も含めて、その後何年にもわたって経験することのすべてを含んでいる。生活再建の途上、仮のすまいでの生活はいかに営まれているのかを知ろうと、南三陸町で被災した方々が暮らす仮設住宅を訪ねた。

東日本大震災被災地とりわけ東北では、人びとの暮らしに根付いた伝統文化の再生への支援が、国の機関や民間団体によっていち早く始まった。東北は民俗文化の宝庫であり、それゆえに被災した有形・無形の文化遺産も数多い。死者・行方不明者の夥しい数に接し、その遺族・関係者の生活再建のプロセスでの心情を思い、供養や慰霊にかかわる民俗芸能の被災状況を調査し、被災した団体への支援を数名の有志で行った。そのひとつが南三陸町の戸倉の団体であったため、この地区の被災者が暮らす3カ所の仮設住宅を訪ね、それぞれの自治会長に話を伺った。

抽選入居

南三陸町の被災者に対しては、町内52カ所に1,768戸、内陸に隣接する登米市内4カ所に486戸の仮設住宅が建設された[1]。乳幼児や要介護者のいる世帯を優先して入居させ、それ以外は抽選で決定することとなった。地域コミュニティを維持し、各地域の復興を図るには、阪神・淡路大震災の反省を踏まえればなおさらのこと、同じ地域の住民が複数の仮設住宅団地に分散するのではなく、可能な限り同じ仮設住宅団地に入居することが望ましい。実際に、各避難所では、被災者がほぼ集落単位で生活しており、町に対して同じ仮設住宅団地へ入居できるようにとの要望書を提出したところも少なくなかった。そうした過去の被災地からの教訓や住民からの強い要望があったにもかかわらず、南三陸町が抽選入居を決断せざるをえなかった背景には、仮設住宅建設と入居に求められるスピードと建設用地の確保の難しさがあったためであろう。

町は、被災者からのそうした要望に対して、仮設住宅入居者で新たな地域コミュニティをつくってほしいと回答し、団地内に建設する集会所をそのための施設と考えている旨を伝えている[2]。しかし、地域コミュニティとは、住民が長い年月のなかで生活のさまざまな面を支え合い、地域の行事を行い、共通の課題に取り組むなかで形成されるものであり、人が集まって暮らすなかで、情報・物資の分配と収集機能が働けばいいというものではない。ましてや、災害以前の地域コミュニティの構成員がたとえ全員ではなくとも生存し、それぞれの再建、再構築を願っている状況では、そう単純に新たなコミュニティづくりに着手できるものではない。

仮設住宅での生活は長くとも2年から3年であり、たとえそこでコミュニティがある程度形成されたとしても、仮設を出た後のコミュニティづくりがやはり課題として再度浮上するであろう。

しかしながら、仮のすまいと言えども、そこは生活の場であることは事実である。そこに複数の人や家族が住むことになれば、当然、さまざまな関係性に基づく社会が形成される。なかにはそれが仮設住宅の解消と共に消え去るのではなく、地域コミュニティとして継続していくケースもありうる。

見えない地域コミュニティの再建

訪れた仮設住宅団地のうち規模が最も大きなものは、登米市に建設された。第1期200戸と第2期151戸で、それぞれに住民による自治会を持っている。このうち第1期のものは、入居世帯の3分の1が南三陸町戸倉地区からであり、他の3分の2は他の複数地区からである。自治会が設立されたのは入居が始まってから5カ月後の2011年11月であった。

自治会設立が遅かったということもあって、住民相互の認知度が低く、隣同士でもほとんど顔を合わせたことがないという人も多いという。12世帯で1班とし、全体で16班からなる。役職負担の平等化を図るため、班長は

図1 | 南三陸町の特色を住民と支援者が共有するための展示（宮城県登米市）［図1-6 筆者撮影］

図2 | 集会所の週間スケジュール（宮城県登米市）

図3 | 新たに建設された集会所。この仮設団地では当初、公共の施設が隣接するため集会所は不要と考えていたが、飲酒も可能な場としての集会所を後から設置してもらった（登米市）

図4 | 女性たちの共同作業所。エコバッグや巾着などをつくり、支援団体を通じて販売する（南三陸町）

図5 | 高齢入居者の憩いの場として住民がつくった集会所（南三陸町）

図6 | 洗濯物の干場も自作（南三陸町）

3カ月で交代としているが、これについては自治会役員のなかでも短すぎるのではないかとの意見がある。

仮設住宅の居間は4畳半と狭いため、長年の友人・知人でさえ、訪問しあってお茶を飲むことに遠慮がちになる。小さな子どもがいる場合などはなおさらのことだという。第1期と第2期のそれぞれに集会所が設置されており、8時半から17時まで利用できる。誰でもお茶を飲むためだけに利用することも可能で、宮城県が導入した復興まちづくり推進員（以下、推進員）が、時には話し相手や相談相手となることもある。推進員の役割は、個人のサポートやケアではなく、「地域コミュニティづくり」ということになっている。しかし、複数の地域からの入居者にとっては、仮設住宅団地で生活するうえでのコミュニティという認識はあっても、仮設住宅を出た後、かつての地域コミュニティを再建できるかどうか、あるいは新たなコミュニティづくりといってもどこに、どのような人びとと共に生活することになるのかの未来像が描けないのが現状である。

仮設コミュニティ

推進員は、実際には仮設住宅で生活するうえでのさまざまな相談に乗ったり、自治会役員と共に、支援団体などが持ち寄る企画の調整を図ったりすることが多いという。そうした現状に対しては、自治会独自にイベントを立ち上げる時期に来ているのではないかという役員もいる。多くの持ち込み企画の実施に奔走するだけでなく、自治会としての自立性を持つことこそが必要だと自覚している。しかし、住宅や雇用確保という課題を抱えつつ自治会の活動に中心的にかかわっていくには、現時点ではまだまだ負担が大きすぎるという人も多い。とりあえずは、企画を練り、実施までもっていくノウハウを習得するためのサポートを提供してくれる組織・団体が必要であろう。

仮設住宅団地の規模が大きいほど、住民同士でも顔がわからず、言葉を交わす機会も少ないという現実がある。同じ登米市内の南三陸町寄りに建設された30戸に79名が暮らす仮設住宅団地では、住民は全員が同じ地区出身というわけではなく、仮設住宅に入居後に知り合ったという被災者も共に生活している。それでも同じ団地内の住民としての共同性・協調性は次第に高まってきたという。一方、南三陸町戸倉地区内の民有地に建設された18戸の団地では、やはり複数の集落からの住民が入居しているが、全員が災害以前からの顔見知りである。集会施設の建設は住民の男性たちが自ら行い、女性たち10名ほどが共同でエコバックや巾着、繭細工などをつくって支援団体を通じて販売も行っている。

仮設住宅団地の規模に加えて、災害以前からの地域に根差した社会関係の強弱が、コミュニティとしての住民の自覚と活動の自立性にかかわっているのは明らかである。しかし、いずれにしてもサポートは依然として必要であり、それを提供する側も過去の被災地の事例を踏まえつつ、対象の内実を理解し、時間の経過とともに変化するニーズを正確に把握していくことが求められている。

注

1. 宮城県土木部住宅課：http://www.pref.miyagi.jp/juutaku/saigaijouhou/20120118_kasetujuutakuitiran.pdf
2. 『一燈』（すばらしい歌津をつくる協議会会報）第3号：http://www.visionshare.jp/pdf/visionnet/110515_001.pdf